

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年6月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市観光危機管理計画策定業務委託
- (2) 業務場所 奈良市
- (3) 業務期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務概要 平時からの準備、発災時の対応等を体系的に整理した奈良市観光危機管理計画の策定

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 単独事業者の場合
 - (ア)地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (イ)奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（令和2年12月25日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（令和2年12月25日施行）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (ウ)奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第6条に規定する措置の対象でないこと。なお、奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年4月1日発効）に基づき、所轄警察署長に照会する場合がある。
 - (エ)市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納している者でないこと。
 - (オ)会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
 - (カ)奈良市内に本店又は支店を有し、本業務の遂行に必要な連絡体制及び現地対応体制を有すること。
 - (キ)本業務の遂行に直接従事する者として、事業継続計画（BCP）、レジリエンス、災害リスクマネジメント等の観光危機管理分野に関し、高度な専門知識及び相当程度の実務経験を有する専門家を配置し、本業務の実施に当たり、対象地域の特性及び課題に

応じた的確な助言及び支援を行うことができること。

また、当該専門家は、国、都道府県、政令指定都市又はこれらに準ずる機関（公社、公団、事業団等）が実施する観光危機管理に関する事業に関与し、観光危機管理分野に関する著作、講演、論文発表その他これらに準ずる専門的実績を有すること。

(ク)国、都道府県、政令指定都市又はこれらに準ずる機関（公社、公団、事業団等）が実施する事業継続計画（BCP）策定支援等の専門的業務について、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に、同種業務の受託実績を3件以上有すること。

(2) 共同企業体（JV）の場合

(ア) 共同提案を行う場合は、共同企業体（以下「JV」という。）を結成し、代表者を定めること。

なお、共同提案者は、複数のJVに所属することはできず、JVに所属しながら単独で提案することもできない。

(イ) JVを構成するすべての事業者は、(1)ア、イ、ウ、エ及びオの要件を満たすこと。また、(1)カ、キ及びクの要件については、代表者が満たすか、又は当該JVとして同一の構成員での実績により満たすこと。

なお、応募書類の提出期限後に、代表者又は構成員を変更することはできない。

(ウ) 応募書類の提出及び質問等は代表者が行うものとし、市からの通知及び回答等も代表者に対して行う。

(エ) 見積書には、共同企業体名及び代表者の事業者名を記載すること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和8年6月5日から、令和8年6月24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市観光経済部観光戦略課（奈良市ホームページにも公表しています。）

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、以下のとおり質問書を電子メールにより提出してください。

(ア) 受付日時 令和8年6月10日午後5時まで

(イ) 送付先 : kankou-kikaku@city.nara.lg.jp

(ウ) 受付方法: メールの件名を「【質問書】令和8年度 奈良市観光危機管理計画策定業務委託(事業者名)」とし、必要事項を明記のうえ、質問書を添付ファイルとして送信してください。

(エ) 必要事項: 商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

(オ) 注意点 : 必要事項の記載がないものには回答しません。また、口頭、郵送、FAX等での質疑は受け付けません。

(2) 回答方法

令和8年6月12日午後5時までに、奈良市ホームページにも掲載します。ただし、事業者固有の質問についてはこの限りではありません。

5 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

令和8年6月25日 午後2時00分

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

(ア) 一般競争入札参加申請書

(イ) 配置予定専門家の経歴書及び専門性を確認できる書類

配置予定専門家の観光危機管理分野における実務経験が確認できる書類並びに同分野に関する著作、講演、論文発表その他これらに準ずる専門的実績が確認できる書類(著作の一覧、講演チラシ、掲載誌の写し等)

(ウ) 業務実績調書及び実績を確認できる書類

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において、国又は国に準ずる機関(公社、公団、事業団等)が発注した事業継続計画(BCP)策定支援等の専門的業務の受託実績が確認できる書類の写し

※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。

(エ) 入札参加申請書(共同企業体用) ※共同企業体での参加の場合

(オ) 共同企業体に係る委任状 ※共同企業体での参加の場合

(カ) 会社概要 (様式自由)

(キ) 令和8年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類を提出すること。

① 納税証明書の写し

i. 奈良市内の事業者 (奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)

[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年分の市・県民税(法人にあつては法人市民税)及び固定資産税 (入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分)

ii. 奈良市外の事業者[国税納税地を管轄する税務署で証明]

その3、その3の2又はその3の3

② 法人にあつては商業登記履歴事項全部事項証明書の写しを、個人事業主にあつては開業届写し等、事業実態を確認できる書類

(2) 入札参加申請方法

令和8年6月5日から令和8年6月15日まで (奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。) に、奈良市観光経済部観光戦略課に (1) の書類を持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和8年6月17日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (ア) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (イ) 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札
- (ウ) 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）
- (エ) 入札書に記名押印のない入札
- (オ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (カ) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (キ) 入札金額を訂正した入札
- (ク) 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
- (ケ) 入札書の日付が入開札日でない入札
- (コ) その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (3) 入札に関する問い合わせ先
奈良市観光経済部観光戦略課
電話 0742-34-4739